

令和6年能登半島地震における賃貸型応急住宅
仲介手数料給付事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震において、石川県知事（以下、「知事」という。）が賃貸型応急住宅の入居決定を行ったもののうち、三者契約前に入居者等が自ら賃貸住宅を借り上げた際に要した仲介手数料相当分を給付する事業について必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における、主な用語の定義は、次に掲げるとおりとする。

(1) 賃貸型応急住宅

災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成25年内閣府告示第228号）に定めのある民間賃貸住宅を借り上げて供与するもの

(2) 入居決定

令和6年能登半島地震における賃貸型応急住宅実施要綱（令和6年1月4日石川県知事決定）に基づき、賃貸型応急住宅としての入居の決定を行っているもの

(3) 三者契約

入居決定後に市町長、貸主等及び入居者の三者で締結する定期建物賃貸借契約

(4) 仲介手数料

宅地建物取引業者が貸借の媒介に関して受け取ることができる報酬

(実施主体)

第3条 本事業の実施主体は石川県とする。ただし、石川県は本事業の事務の全部又は一部を本事業の適切な運営を確保することができるものとして認める公益社団法人石川県宅地建物取引業協会に委託することができる。

(給付対象者)

第4条 給付対象者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 三者契約前に入居者等が自ら賃貸住宅を借り上げて、仲介手数料を支払っていること。

(2) 前号の賃貸住宅について知事が入居決定を行っており、三者契約が締結されていること。

(給付金の額)

第5条 給付金の額は、入居決定を受けた住宅1戸につき、仲介手数料の全額とする。ただし、宅地建物取引業者から仲介手数料の返金を受けた場合、給付金の額は、当該返金分を除いた額とする。なお、仲介手数料は宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号）第46条第1項に規定する額を超えてはならない。

(申請)

第6条 給付を受けようとする者は、令和6年能登半島地震における賃貸型応急住宅仲介手数料給付金申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。

- (1) 振替口座申出書(様式第1号別添様式)
- (2) 領収書の写しなど宅地建物取引業者に仲介手数料を支払ったことが分かる書類
- (3) 三者契約の締結前に、入居者等が自ら締結した賃貸住宅の賃貸借契約書の写し
- (4) 入居決定通知書の写し
- (5) 三者契約書の写し
- (6) (宅地建物取引業者から仲介手数料の返金を受けた場合) 返金確認書の写しなど宅地建物取引業者から仲介手数料の返金を受けたことが分かる書類
- (7) (申請者以外の口座に振り込む場合) 委任状(様式第2号)
- (8) その他知事が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、令和7年3月10日までに行わなければならない。

3 第1項の規定による申請は、1つの入居決定につき、1回とする。

(給付の決定及び支払い)

第7条 知事は、申請書を受理した場合は、前条の規定に基づきその内容を審査し、給付の可否及び給付金額について、令和6年能登半島地震における賃貸型応急住宅仲介手数料給付金給付承認決定通知書(様式第3号)又は令和6年能登半島地震における賃貸型応急住宅仲介手数料給付金給付不承認決定通知書(様式第4号)により申請者に通知する。

2 知事は、給付の可否及び給付金額について承認した場合は、申請者の指定する口座に給付金を支払う。

(変更申請)

第8条 前条第1項の決定を受けた申請者は、当該決定を受けた給付金額の全部又は一部に変更があった場合は、令和6年能登半島地震における賃貸型応急住宅仲介手数料給付金変更申請書(様式第6号)に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の変更申請書を受理した場合は、当該申請の内容を審査し、令和6年能登半島地震における賃貸型応急住宅仲介手数料給付金変更承認決定通知書(様式第7号)により申請者に通知する。

(申請の取下げ)

第9条 申請者は、当該申請を取り下げようとするときは、前第7条の規定による通知がなされるまでに令和6年能登半島地震における賃貸型応急住宅仲介手数料給付金取下げ申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

(給付の取消し等)

第10条 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、第7条の規定により給付承認決定した給付金を取り消すことができる。

- (1) この要綱及び給付の条件に違反したとき
- (2) 提出した書類に虚偽の記載があったとき
- (3) その他不正な手段により給付を受けたとき

(給付金の返還)

第11条 知事は、第4条に掲げる要件と相違する申請事実により給付を受けたと認められるときは、給付を受けた者に対して、既に受領した給付金の全部又は一部の返還を求めるものとする。

2 申請者は、前項の規定により返還を求められた場合は、直ちに当該給付金を返還しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に規定する申請書等の様式その他給付金に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月30日から施行し、令和6年1月4日以降に入居決定をしたものについて適用する。

この要綱は、令和6年10月11日から施行する。

この要綱は、令和7年3月26日から施行する。